

医療制度事務等受付業務（湯川）に関する会計年度任用職員業務要綱

（目的）

第1条 この要綱は、函館市湯川支所において医療制度事務等受付等業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

（業務）

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険および後期高齢者医療に係る届出ならびに申請の受付ならびに相談に関すること
- (2) 国民健康保険および後期高齢者医療に係る被保険者証ならびに各種認定証等の交付に関すること
- (3) 国民年金に係る届出の受付および相談に関すること
- (4) その他、前各号に掲げる業務に付随する業務および所属長が必要と認める業務

（任用期間）

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

（勤務時間等）

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

また、所属長が特に必要と認める場合は、勤務時間を変更することができる。

| 勤務日 | 勤務時間 |
|----------|------------------------------|
| 週の最初の開庁日 | 午前 9 時 4 5 分から午後 4 時 4 5 分まで |
| 上記以外の日 | 午前 9 時 4 5 分から午後 4 時 3 0 分まで |

※開庁する日曜日は、上表の「週の最初の開庁日」に該当しない。

(2) 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1 時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 1 月 2 日， 1 月 3 日および 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。